

環境法令に係る申請・届出システム

令和6年12月20日

デジタル庁 国民向けサービスグループ e-Gov担当
環境省 水・大気環境局 環境管理課・環境汚染対策室

令和6年 対象候補の選定について

共通化の対象選定に向けた令和6年度の対象候補の選定及び作業依頼について
(令和6年10月29日国・地方デジタル共通基盤推進連絡会議) (抄)

2. 環境法令に係る申請・届出システム

(1) 制度所管府省庁

環境省、デジタル庁

(2) 選定の理由

現状、各種環境法令に基づく申請・届出については、事業者は地方自治体に来庁し、申請・届出を紙により提出する必要がある団体が多い。一部の地方自治体では、独自の電子申請システムを導入しているが、区域をまたがって活動する事業者にとってはそれぞれの電子申請システムに対応しなければならない状況となっている。

環境法令に基づく申請・届出についてシステムを導入することにより、事業者の来庁の手間を減らすなど、利便性の向上に資するとともに、地方自治体が申請・届出の事務処理の効率化やデータ収集の効率性を高めることに資すると考えられる。

本業務は、地方自治体ごとの条例による上乘せ、横出し規制もあることから、届出の項目・様式等が地方自治体により異なる実情があるが、手続自体は地方自治体にとって共通のものであり、令和6年度分権提案で地方自治体が求める措置に対応できる既存システムが存在しないことに鑑み、それぞれの地方自治体が構築するよりも共通化した方がトータルコストを最小化できると考えられるため、環境法令に係る申請・届出システムを共通化の対象候補とする。

<参考> 「令和6年の地方分権改革に関する提案募集」 (以下「令和6年地方分権提案」という。) (管理番号28、49)

(3) 依頼事項

環境省は、デジタル庁と連携し、令和7年3月末までに、共通化の方法や今後のスケジュールを記した推進方針案を策定されたい。

その際、政府全体でe-Govの利用を促進していることを踏まえ、地方自治体の声を聴きながら、環境省とデジタル庁との間の緊密なコミュニケーションを確保されたい。また、環境省は、地方自治体ごとの条例による上乘せ、横出し規制のある環境法令等に係る申請手続において、デジタル庁が環境整備等を実施するe-Govを利用したオンライン申請が可能となるように必要な措置を、デジタル庁は、環境省が実施するe-Govを利用した同手続のオンライン化において、環境省と連携し、実現方法について検討し、その結果に基づいて必要な措置を、それぞれ検討されたい。そして、これらの取組等により、国・地方を通じたトータルコストが最小化する方法を検討されたい。

検討状況については、令和6年12月に国・地方連絡協議会に対し、中間報告されたい。

令和6年 対象候補の選定について

管理番号 28 法律における届出システムの統一化・共通化（地方分権提案）

求める措置の具体的内容

各種環境法令に基づく申請・届出等に係る統一システムを構築することにより、入力フォームでの提出を可能とすることを求める。

令和4年度の提案募集により、①騒音規制法及び②振動規制法に基づく届出の全て、③大気汚染防止法及び④水質汚濁防止法に基づく届出のうち「事業者の氏名の変更等の届出及び承継の届出」については、オンライン化についての検討をされることとなったが、当該範囲外の届出についても同様に、オンライン化に向けた検討をされたい。

各府省(デジタル庁及び環境省)からの第2次回答（内閣府HP 令和6年9月13日）

御要望も踏まえ、e-Govにおいて汎用的な機能として整備すべき改修項目については、各手続所管府省とも調整の上、検討してまいりたい。また、環境省において行なったヒアリングの結果も踏まえて対応を検討する予定。

環境法令に係る申請・届出先の関係地方公共団体数(令和6年11月時点)

○大気汚染防止法、水質汚濁防止法、ダイオキシン類対策特別措置法、土壤汚染対策法、騒音規制法、振動規制法、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律（以下、組織整備法）において関係する地方公共団体は以下の通り。

➤大気汚染防止法

- ・ばい煙発生施設 141団体（都道府県47＋政令指定都市20市＋中核市62市＋大防法政令市12市※）
 - ・一般粉じん発生施設 161団体（都道府県47＋政令指定都市20市＋中核市62市＋施行時特例市20市＋大防法政令市12市※）
 - ・水銀排出施設 141団体（都道府県47＋政令指定都市20市＋中核市62市＋大防法政令市12市）
 - ・揮発性有機化合物排出施設 129団体（都道府県47＋政令指定都市20市＋中核市62市）
- ※工場以外の事業場のみ所管

➤水質汚濁防止法 158団体（47都道府県＋20政令指定都市＋62中核市＋23施行時特例市＋6政令市）

➤ダイオキシン類対策特別措置法 129団体（都道府県47＋政令指定都市20市＋中核市62市）

➤土壤汚染対策法 158団体（47都道府県＋20政令指定都市＋62中核市＋23施行時特例市＋6土対法政令市）

➤騒音規制法 1,741団体（全市区町村）

➤振動規制法 1,741団体（全市区町村）

➤組織整備法 1,788団体（騒音・振動の届出を含む）（47都道府県、1,741全市区町村）

地方公共団体における申請・届出の現状

- ・届出・申請について電子メール等での提出を可能とする旨を過去に通知している。
(令和5年3月1日付け、環水大総発第2303011号、環水大大発第2303011号、環水大水発第2303011号)
<https://www.env.go.jp/content/000118741.pdf>
- ・地方公共団体毎に届出方法は様々であり、独自の電子申請システムを持っている場合もある。
(例) 東京共同電子申請・届出サービス：<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/index.html>
- ・各法令において届出施設の種類によって、手続きの主体となる地方公共団体が異なる。
(例) 大気汚染防止法に基づく特定施設の設置・変更・廃止に係る届出など
- ・法令によって、手続きがリンクするものがある。
(例) 水質汚濁防止法に基づく有害物質使用特定施設の廃止時に、土壌汚染対策法に基づく第3条調査報告が必要
- ・電子データのみで審査することが困難な届出については電子化に馴染まないものがある。
(例) 地図や工場の図面を電子化することで読みにくくなるなど
- ・県独自の条例(公害防止条例)や、上乗せ・横出し規制を条例で行っている地方公共団体がある。

地方公共団体ごとに運用やデジタル化に向けた課題は様々である。
➤ 現行の運用よりも簡易な手続きとなるよう、運用の実態把握や課題解決に向けた調査をする必要がある。

検討に係る事前の作業(案)

<デジタル庁>

令和6、7年度にかけて、同一手続の複数自治体への振り分け機能、部分補正機能について、e-Gov及び審査支援サービスの改修して実装するとともに、環境省が実施する調査結果等も踏まえ、共通化に向けた課題解決の検討を進め、必要に応じて、令和8年度以降の追加システム機能改修の検討を行う（別紙参照）。

<環境省>

① 地方公共団体(約3団体)を対象に、環境法令に係る手続き(申請・届出)の運用実態と、共通化の課題を把握するためにヒアリング調査を実施し、どの環境法令に基づく手続き(申請・届出)を対象とするか検討する。

- ・ 12月16日 A地方公共団体
- ・ 12月18日 B地方公共団体
- ・ 12月19日 C地方公共団体

② ①の結果を踏まえ、全地方公共団体を対象として、現行の手続き(申請・届出)の運用方法において、システム化に向けた課題調査を目的としたアンケート調査を実施する。

(令和6年度1月～2月を予定)

③ アンケート調査結果等を踏まえ、e-Govの利用を念頭に共通化に向けた検討を行う。

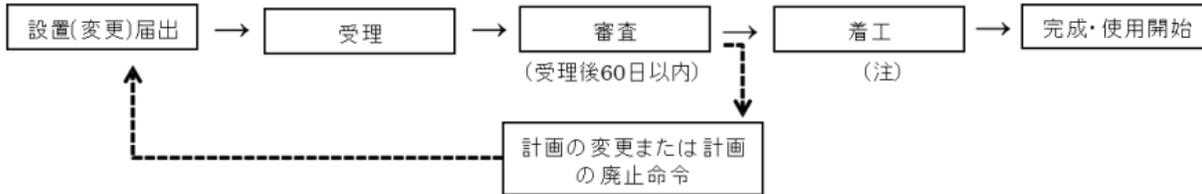
地方公共団体における申請・届出の流れ(A地方公共団体)

(例)水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置に係る届出等

届出の時点で事業者と何度も修正をするケースがある。

設置届は全て紙で届出となっている。

- (1) 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出（工事着手予定日の 60 日前までに提出）
- (2) 特定施設（有害物質貯蔵指定施設）の構造等（施設の構造及び使用方法，汚水等の処理の方法）変更届出（工事着手予定日の 60 日前までに提出）



紙または電子媒体で受理後、団体の台帳管理システムに再度手入力をしている。

全ての届出を紙の簿冊で管理している。

5. 届出に必要な書類

水質汚濁防止法に基づく届出に必要な書類は次表のとおりです。2部提出してください。1部は返却します。◎：必須 ○：届出内容により必要

	設置	構造等変更			使用			変更	廃止	承擔			
		法第5条			法第7条						法第6条		
		第1項	第2項	第3項	第1項	第2項	第3項				第1項	第2項	第3項
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置（使用、変更）届出書	様式第1	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				
氏名等変更届出書	様式第5								◎				
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用禁止届出書	様式第6									◎			
承擔届出書	様式第7											◎	
特定施設等の構造	別紙1	◎			○			◎					
特定施設等の設備	別紙1の2	○			○			○					
特定施設等の使用の方法	別紙2	◎			○			◎					
汚水等の処理の方法	別紙3	◎			○			◎					
排出水の汚染状態及び量	別紙4	◎			○			◎					
排出水に係る用水および排水の系統	別紙6	◎			○			◎					
有害物質使用特定施設の構造	別紙7		◎			○		◎					
有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8		◎			○		◎					
汚水等の処理の方法	別紙9		◎			○		◎					
特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10		◎			○		◎					
特定地下浸透水に係る用水および排水の系統	別紙11		◎			○		◎					
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12			◎			◎		○				
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13			◎			◎		○				
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14			◎			◎		○				
施設において製造され、使用され、若しくは処理される有害物質に係る用水および排水の系統又は施設において貯蔵される有害物質に係る搬入及び搬出の系統	別紙15				◎			◎		○			
特定施設を含む操業の系統図	任意様式	◎	◎		○	○		◎	◎				
汚水処理の系統図	任意様式	◎	◎		○	○		◎	◎				
特定施設の構造図	任意様式	◎	◎		○	○		◎	◎				
汚水処理施設の構造図	任意様式	◎	◎		○	○		◎	◎				
特定事業場付近の見取図	任意様式	◎	◎		○	○		◎	◎				
事業場全体の配置図													
(1) 特定施設の設置場所	任意様式	◎	◎					◎	◎				
(2) 特定施設に隣接する主要機械又は主要装置の設置場所					○	○							
(3) 汚水処理施設の設置場所													
(4) 排水口の位置													
(5) 汚水、排水の排水経路													
(6) 特定地下浸透水の浸透施設の位置及び浸透場所の位置										◎			

届出の添付資料が多いケースがある。

地方公共団体における申請・届出の流れ(A地方公共団体)

(例) D地方公共団体の公害防止条例に基づく特定施設の設置に係る届出

横出し条例で届出をするケースがある。



条例で関連する届出についても共通化を視野に入れた対応が必要。

2. 届出の種類

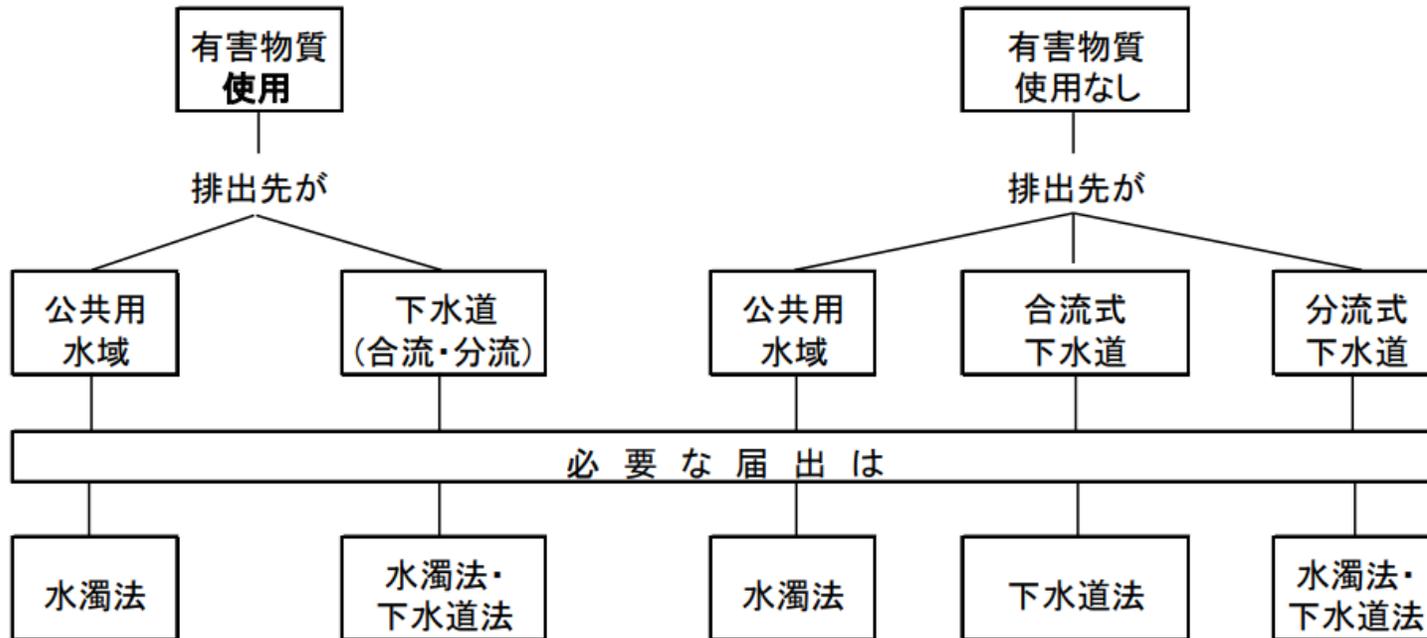
種類 (適用条項)	届出の内容	届出期限	届出違反に対する 罰則 (適用条項)
特定施設設置届出 (条例第 26 条第 1 項)	工場又は事業場から公共用水域へ水を排出する者が、特定施設を設置しようとするとき	設置の工事着手 予定日の 60 日 前まで	5 万円以下の罰金 (条例第 75 条)
特定施設構造等変更届出(条例第 28 条第 1 項)	特定施設の構造、使用方法、汚水等の処理方法、排出水の汚染状態や量等について変更しようとするとき	変更の工事着手 予定日の 60 日 前まで	5 万円以下の罰金 (条例第 75 条)
特定施設使用届出 (条例第 27 条第 1 項)	従来、特定施設でなかった施設が条例改正により新たに届出対象施設となった場合、既に当該施設を設置(工事中を含む。)し、排出水を排出しているとき	特定施設に指定 された日から 30 日以内	3 万円以下の罰金 (条例第 76 条)
氏名変更等届出 (条例第 31 条)	氏名、名称、住所、所在地に変更があったとき、又はその届出に係る特定施設の使用を廃止した時	変更等のあった 日から 30 日以内	
承継届出 (条例第 32 条)	特定施設を譲り受け、または借り受けた者、若しくは相続、合併又は分割により届出者の地位を承継した時	承継の日から 30 日以内	

		設置	構造等 変更	使用	氏名等 変更	廃止	承継
汚水等に係る特定施設設置(使用、変更)届出書	様式第 3	◎	◎	◎			
氏名等変更届出書	様式第 12				◎		
廃止届出書	様式第 13					◎	
承継届出書	様式第 15						◎
特定施設等の構造	別紙 1	◎	○	◎			
特定施設等の使用の方法	別紙 2	◎	○	◎			
汚水等の処理の方法	別紙 3	◎	○	◎			
排出水の汚染状態及び量	別紙 4	◎	○	◎			
排出水に係る用水および排水の系統	別紙 5	◎	○	◎			
特定施設を含む操業の系統図	任意様式	◎	○	◎			
汚水処理の系統図	任意様式	◎	○	◎			
特定施設の構造図	任意様式	◎	○	◎			
汚水処理施設の構造図	任意様式	◎	○	◎			
特定事業場付近の見取図	任意様式	◎	○	◎			
事業場全体の配置図 (1) 特定施設の設置場所 (2) 特定施設に関連する主要機械又は主要装置の設置場所 (3) 汚水処理施設の設置場所 (4) 排水口の位置 (5) 汚水、排水の導水経路	任意様式	◎	○	◎			

地方公共団体における申請・届出の流れ(A地方公共団体)

(例)水質汚濁防止法に基づく特定施設の設置に係る届出

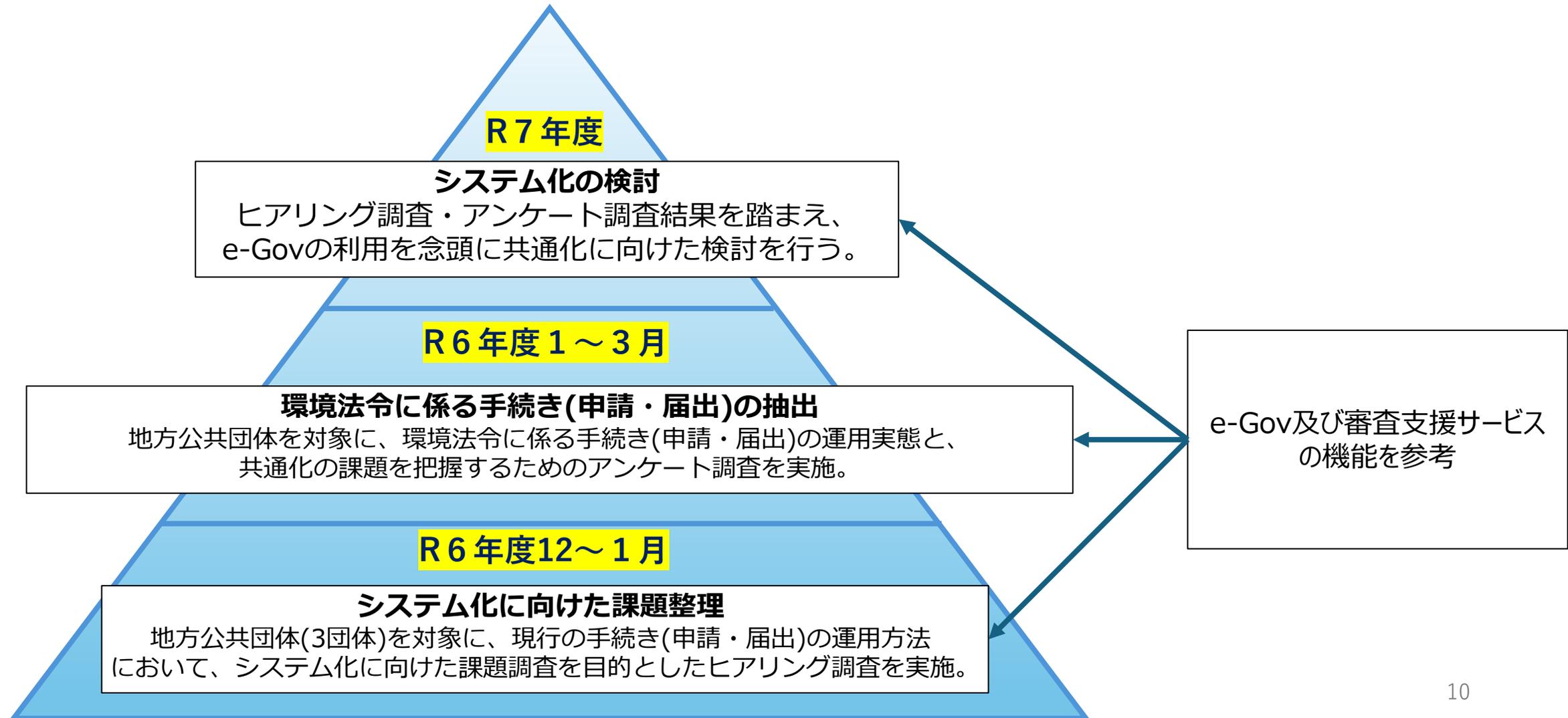
[「特定施設」を設置する場合]



設置等する施設の種類と排水の排出先により、水質汚濁防止法（水濁法）ではなく、下水道法の届出が必要な場合や、両方の法律に基づく届出が必要な場合等がある。

環境法令に係る手続き(申請・届出)の選定方針

環境法令に係る手続き(申請・届出)のオンライン化を検討するにあたり、以下3つの段階を踏まえ、優先的に取り組む手続き(申請・届出)について検討する。



— e-Gov及び審査支援サービスにおける機能改修等の要望への対応について

- 各府省庁の協力を得て実施した審査業務フローの現状、サービスの在り方等に係る調査研究の結果等を踏まえてe-Gov審査支援サービスを構築。

※ 6省庁86手続を対象に現状の審査業務フローや業務内容を調査し標準パターンを検討、更に4省庁10機関を対象にプロトタイプを用いたユーザテストを行い、ユーザビリティやUXの問題点等の洗い出し及び改善を実施。

- 運用開始以降、各府省庁等から寄せられた機能追加や機能改善等の要望について、優先度をつけた上で必要な改修を実施。



基本的な考え方

- ・ 汎用的に利用できる機能かどうかを前提として、要望数が多いもの、利用拡大に当たって有効なもの等を選定、リスト化
- ・ 順次優先順位の高いものから、機能拡充に着手
- ・ ただし、予算上の制約あり

「令和6年度共通化の対象候補に対する地方自治体の意見」で指摘されている事項についても、今後上記の考え方に沿って整理した上で検討

自治体からのご意見等の内容（システム関係の主なもの）	現行e-Gov及び審査支援サービスの状況	今後の対応（精査中）
複数自治体への振り分け機能	現行e-Gov、審査支援サービスでは対応していない。	振り分け機能について、R6・7年度にかけて改修予定
申請時の形式チェック機能	届出様式の作り込みである程度制御可能	—
申請者の本人確認	アカウント（GビズID）、電子署名の付与、本人確認書類の写しの添付	手続所管府省等においてどこまで本人確認の精度をあげる必要があるか要検討
添付書類の種類と容量	現行e-Govでは添付ファイルの容量は最大100MB	オンライン化の対象範囲、共通化の範囲、添付ファイルの提出方法も含めて要検討
提出先誤りの場合の差し戻し機能	現行e-Gov審査支援サービスで実装済（返戻）	—
職権での修正機能	現行e-Gov審査支援サービスで実装済	—
補正機能	現行e-Gov審査支援サービスでは全部補正のみ実装済。部分補正は対応していない	部分補正機能について、R6・7年度にかけて改修予定
届出等の処理状況の通知機能（申請者側）	e-Govで申請者が処理状況のメール通知を設定可能。e-Govの画面上でも処理状況を確認可能	—
届出等の処理状況の通知機能（職員側）	審査支援システムで職員が処理状況のメール通知を設定可能。審査支援システムの画面上でも処理状況を確認可能	—
届出内容の外部出力	届出内容のPDF出力機能は実装済 届出の各項目のCSV出力は未対応	届出項目のCSV出力機能について、予算要求を検討
国への報告のための帳票作成機能	e-Gov及び審査支援サービスの対象範囲外	台帳管理システム等の自治体保有の既存システムとの連携の在り方（届出内容の各項目のCSV出力機能の実装等）を要検討
決裁、文書管理機能	e-Gov及び審査支援サービスの対象範囲外 国の機関の場合は、電子決裁システム・文書管理システムとAPI連携	決裁・文書管理システム等の自治体保有の既存システムとの連携の在り方を要検討
自治体独自の様式の登録（条例による横出し、上乘せ等）	独自様式の登録は可能	オンライン化の対象範囲、項目の共通化の範囲を要検討 自治体の数だけ様式が登録されると手続検索画面の改修が必要

— e-Govを利用した電子申請の標準業務フロー及び機能一覧（現行）

